

## 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修について

## 子どもの虹情報研修センター

## 1. 子どもの虹情報研修センターで実施した児童相談所対象の研修と参加者数

○児童相談所職員対象の研修は15本実施している。過去7年間の参加者数は下表のとおり。

○児童相談所長研修と児童相談所児童福祉司SV義務研修が法定研修（法定カリキュラムに則った研修）である（表の網掛け）。児童相談所長研修は2005年度から児童相談所児童福祉司SV義務研修は2017年度から実施している。なお法定研修の実施主体は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（都道府県等）で、都道府県等からの委託に基づいての研修となり、都道府県等ごとに委託契約書を取り交わして実施している。

		研修参加者数（2013年度—2019年度）		R元	H30	H29	H28	H27	H26	H25
対象	No	研修名	期間	2019	2018	2017	2016	2015	2014	2013
児童相談所のみ	1	児童相談所長研修<前期>	2泊3日	64	62	67	77	67	72	57
	2	児童相談所長研修<後期>	2泊3日	63	62	66	74	66	74	58
	3	児童相談所児童福祉司SV義務研修A<前期>	2泊3日	91	83	89	—	—	—	—
	4	児童相談所児童福祉司SV義務研修A<後期>	2泊3日	100	78	88	—	—	—	—
	5	児童相談所児童福祉司SV義務研修B<前期>	2泊3日	91	83	88	—	—	—	—
	6	児童相談所児童福祉司SV義務研修B<後期>	2泊3日	97	77	87	—	—	—	—
	7	児童相談所児童福祉司SVステップアップ研修<前期>	1泊2日	11	10	10	10	8	5	12
	8	児童相談所児童福祉司SVステップアップ研修<後期>	1泊2日	10	10	9	10	8	4	11
	9	児童相談所児童心理司指導者研修	3泊4日	79	65	58	56	53	66	49
	10	児童相談所職員合同研修	2泊3日	85	—	—	67	86	90	89
	11	児童相談所医師研修	1泊2日	8	—	—	—	—	—	—
	12	児童相談所弁護士専門研修	1泊2日	52	48	—	—	—	—	—
他機関との合同	13	児童相談所・児童心理治療施設・医療機関等医師専門研修	1泊2日	34	29	38	31	24	28	24
	14	教育機関・児童福祉関係職員合同研修	1泊2日	107	116	106	89	93	84	73
	15	テーマ別研修「喪失をめぐって」	1泊2日	中止	242	174	162	175	161	189

## 2. 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修のプログラム

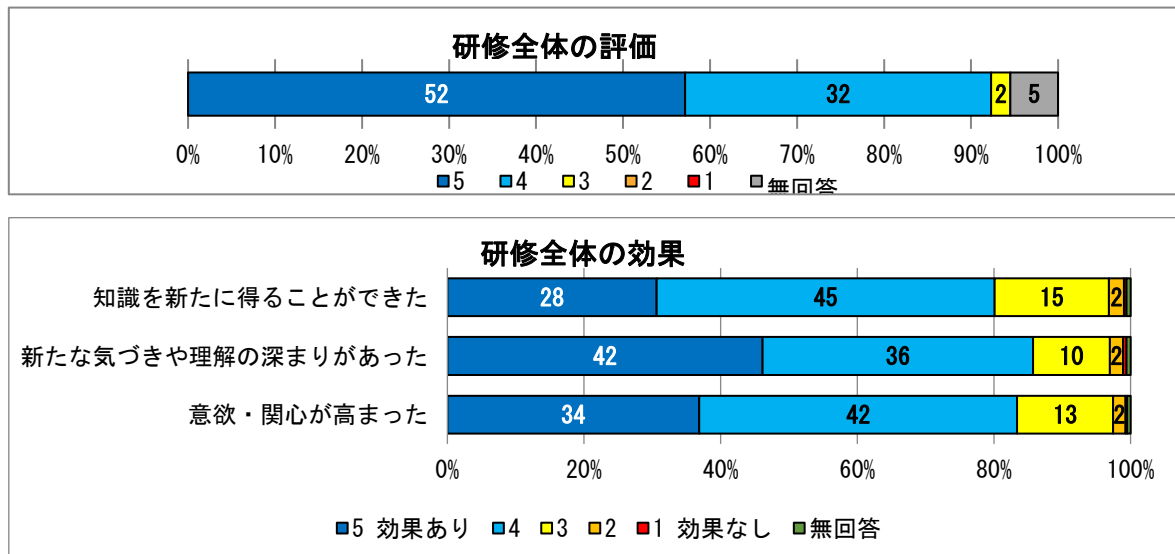
研修名	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修			
定員	概ね 80 名程度			
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども家庭ソーシャルワークとして子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを指導することができる。</li> <li>適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材を育成することができる。</li> </ul>			
前期				
	形式	講義名	内容（講師による差異はあり）	時間
1 日 目	振返り	スーパーバイズの振返り	研修到達度を項目化し自己評価	0.5
	講義 1	子どもの権利擁護と 児童家庭福祉の現状・課題	子どもの権利擁護と児童家庭福祉施策の動向と課題に関する講義	1.5
	演習 1	子ども虐待対応 1 ーイニシャルリスク アセスメント	複数の模擬事例を用いて、虐待通告を受けた際の対応や初期のリスクアセスメントについて、少人数に分かれてグループで検討	1.5
	演習 2	子どもの面接・家族の面接	子どもや保護者との面接の基本に関する講義の後、ペアで面接のロールプレイを実施	1.5
2 日 目	演習 3	子どもの家庭支援のための ケースマネジメント	児童相談所におけるケースマネジメントやチームマネジメントに関する講義の後、模擬事例をもとにロールプレイを実施	3.0
	演習 4	事例検討 関係機関との連携と在宅支援	事前課題で参加者より提出された事例より在宅支援ケースを 1 例取り上げ、関係機関と連携しながら行う支援について検討	2.0
	演習 5	子ども虐待対応 2 ー死亡事例の検証	死亡事例に関連した質問 10 題について各グループで回答を検討	1.5
3 日 目	演習 6	事例検討 非行事例の検討	事前課題で参加者より提出された事例より非行ケース 1 例を取り上げ、児童相談所における少年非行への支援について検討	1.5
	講義 2	スーパービジョンの基本	児童相談所におけるスーパーバイズの基本的な考え方に関する講義	1.5
	演習 7	スーパービジョンの基本 1	自身の業務内容を振り返り、スーパーバイズの形態や時間等グループ内で共有した後、模擬事例をもとに部下へのスーパーバイズのロールプレイを実施	1.5
	6ヶ月以内 OJT課題：スーパーバイズした事例をまとめる			
後期				
	形式	講義名	講師等	時間
1 日 目	演習 1	子ども虐待対応 3 ー性的虐待への対応	模擬事例をもとに性的虐待への対応についてグループで検討	1.5
	演習 2	行政権限の行使と司法手続き	事前課題で参加者より提出された法的対応に困った事例について、Q&A 方式で講師より法律の解釈や法的手段の活用について解説	2.5
2 日 目	演習 3	子ども虐待対応 4 ー親への対応	子ども虐待対応における親への対応について 模擬事例をもとにグループで検討するとともに、部下へのスーパーバイズについてロールプレイを実施	1.5

目	演習 4	社会的養護における自立支援	社会的養護児童へのケアに関する講義の後、複数の模擬事例をもとにグループで検討	1.5
	演習 5	社会的養護におけるファミリーソーシャルワーク	社会的養護を必要とする児童の家族支援施策の動向に関する講義の後、模擬事例をもとに子どものパーマネンシーを保障するソーシャルワークのあり方についてグループで検討	1.5
	講義 1	子どもの発達と児童虐待の影響、子どもの諸問題	子どもの一般的な発達や不適切な養育を受けた場合の影響に関する講義	1.5
3 日 目	演習 6	事例検討 スーパービジョンの基本 2 小グループ	参加者の約半数が集まる大グループと、約 8 名の小グループに分かれ、参加者が事前課題で提出した事例について検討。事例は参加者が実際にスーパーバイズした事例を取り上げ、スーパーバイズに焦点を当てて検討	1.5
		事例検討 スーパービジョンの基本 3 小グループ		
	講義 2	ソーシャルワークとケースマネジメント	児童相談所におけるソーシャルワークとケースマネジメントについて総括	1.5
	振り返り	スーパーバイズの振り返り	研修到達度を項目化し自己評価	0.5

### 3. 研修後アンケート結果

#### (1) 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修 A<前期>

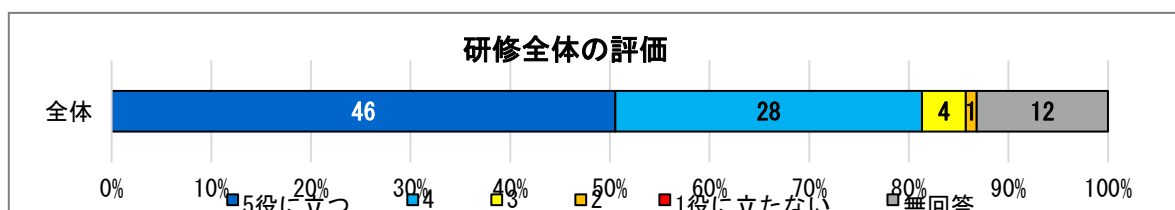
<2019年5月28日(火)～5月30日(木)>

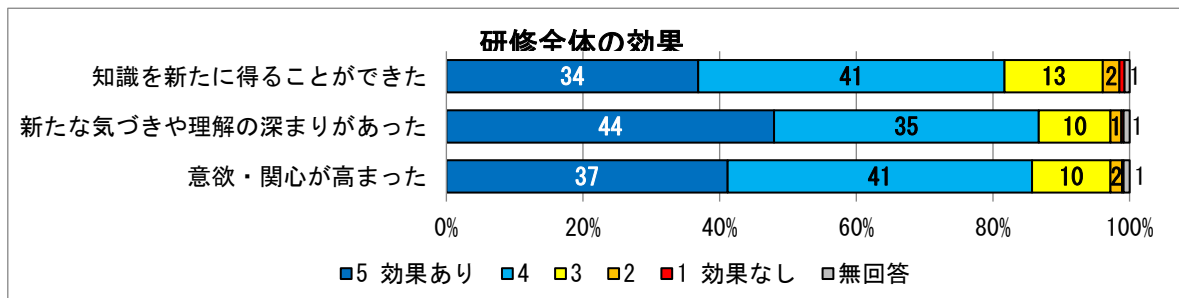


※児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修では、講義・演習ごとに評定を求めたため、全体の効果・評価は平均値を示した。

#### (2) 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修 A<後期>

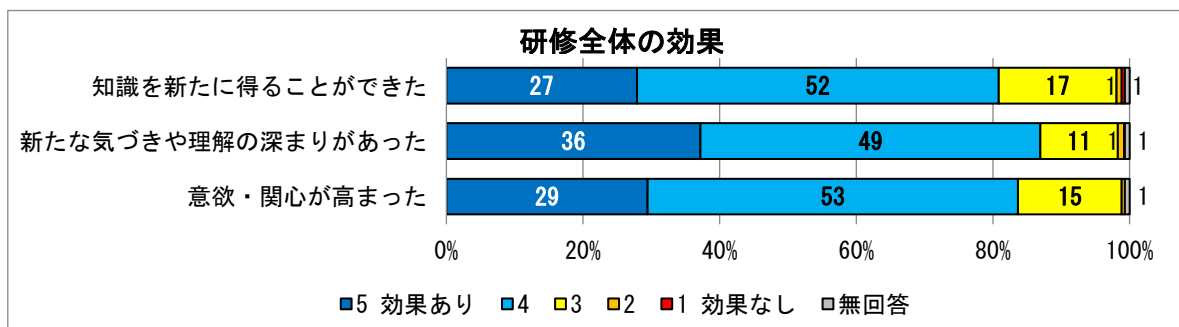
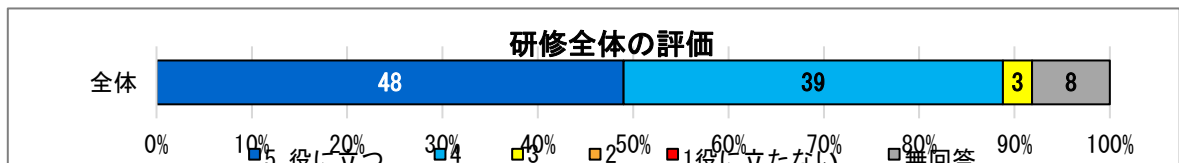
<2019年10月29日(火)～10月31日(木)>





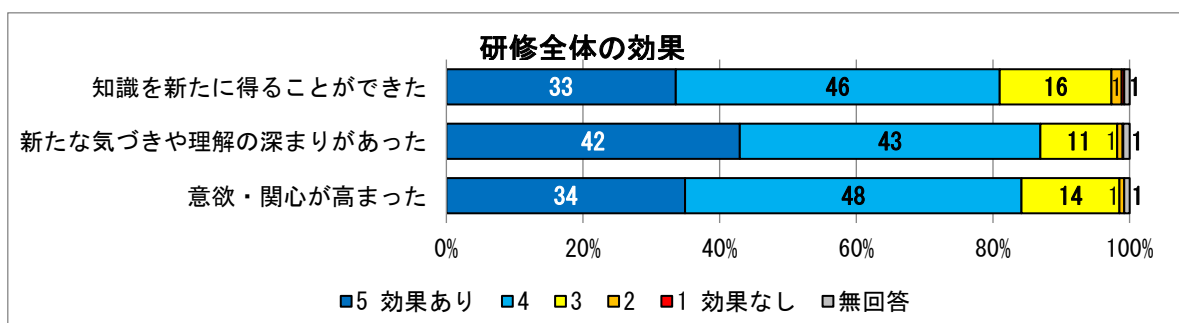
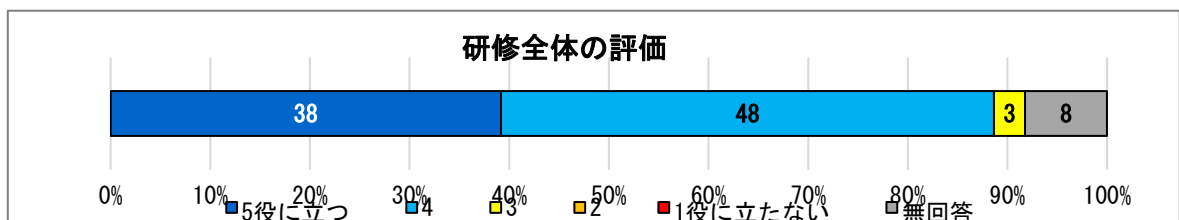
(3) 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修 B<前期>

<2019年6月11日(火)～6月13日(木)>



(4) 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修 B<後期>

<2019年11月12日(火)～11月14日(木)>



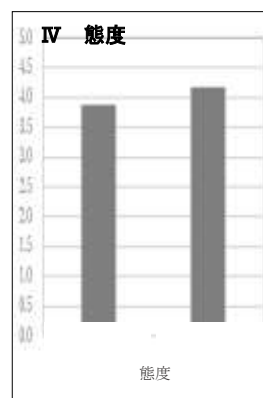
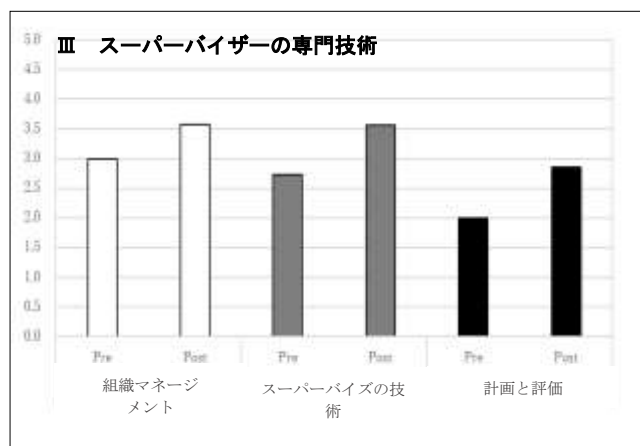
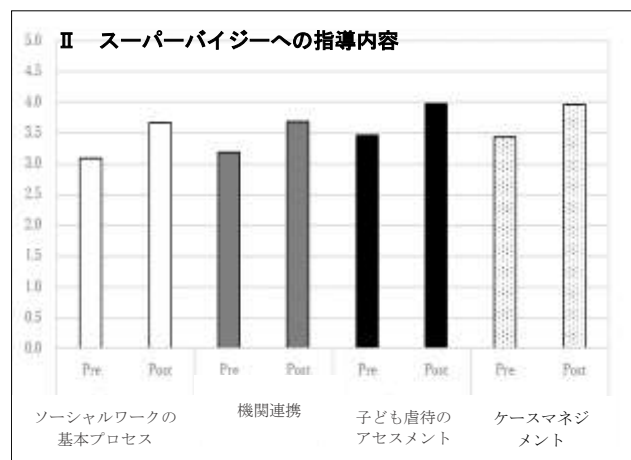
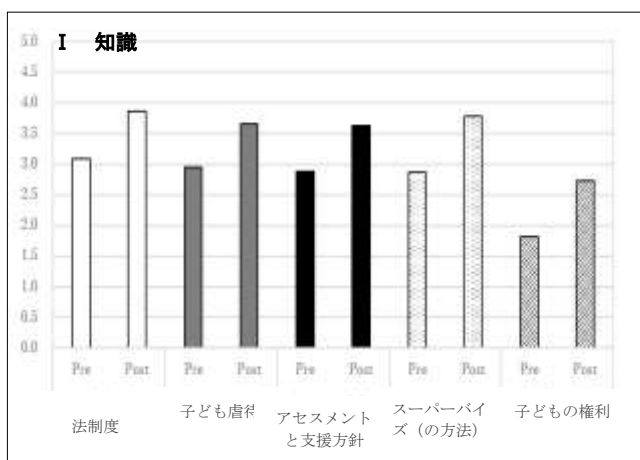
#### 4. 2018 年度研修参加者の到達度目標による自己評価

前期・後期ともに修了者は 175 名、児童相談所経験年数平均 8.9 年、児童福祉司経験 6.8 年、SV 経験 2.0 年であった。職種別にみると、行政職が 71 名 (40.6%)、福祉職が 81 名 (46.3%)、心理職が 13 名 (7.4%)、保健職が 4 名 (2.3%)、保育士が 4 名 (2.3%)、教育職が 2 名 (1.1%)。

国から示された「児童福祉司スーパーバイザー研修到達目標」をもとに、現在の到達度について自身でチェックできる形式に質問項目を作成し、研修の前後で参加者に自己記入を求めた。全 102 項目で、「Ⅰ知識 (37 項目)」、「Ⅱ技術-1 (スーパーバイザーへの指導内容、41 項目)」、「Ⅲ技術-2 (スーパーバイザーの専門技術、17 項目)」、「Ⅳ態度 (7 項目)」の 4 領域に分かれる。回答結果をもとに、4 領域ごとで到達目標の構造を確認するために因子分析を行ったところ、以下の因子が抽出された。

抽出された因子			
Ⅰ：知識	Ⅱ：技術 - 1 スーパーバイザーへの 指導内容	Ⅲ：技術 - 2 スーパーバイザーの専 門技術	Ⅳ：態度
1 法制度に関する知識	1 ソーシャルワークの基本 のプロセスの指導	1 組織マネジメントの 技術	1 価値観や姿勢
2 子ども虐待に関する知識	2 機関連携の指導	2 スーパーバイズの 技術	
3 アセスメントと支援方針 に関する知識	3 子ども虐待のアセスマン トの指導	3 スーパーバイズの計画と 評価	
4 スーパーバイズ(の方法) に関する知識	4 ケースマネジメントの 指導		
5 子どもの権利に関する知 識			

前期研修の初めと後期研修の修了時点で得点差の検討を行った。Ⅰ 知識、Ⅱ 技術-1 (スーパーバイザーへの指導内容)、Ⅲ 技術-2 (スーパーバイザーの専門技術)、Ⅳ 態度の、すべての因子で統計的に有意な差が見られ、得点が上昇していた。



## 5. 研修後の修了認定について

都道府県等が、研修等の終了時において、受講者に研修等の振り返りのためのレポート等を提出させて評価し、修了証を交付することとなっており、研修センターは、研修終了時（前期、後期ごと）に、受講証明を発行している。

都道府県等は、修了者の名簿を記録保管することとなっている。

## 6. 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修修了者数について

これまでに他団体実施分も含めて全国で 740 名の児童福祉司スーパーバイザー（以下、福祉司 SV）が法定研修を受講した。この研修を開始した時点で福祉司 SV は全国で 469 名（2015 年 4 月 1 日現在）だったので、当初に見込まれた人数はカバーしたことになる。

福祉司 SV の法定研修受講状況

単位：人

研修所名	2017 年度	2018 年度	2019 年度	合計
センター	175(2 日程)	161(2 日程)	188(2 日程)	524
SBI 子ども希望財団	83(1 日程)	73(2 日程)	—	156
あかし	—	—	60(1 日程)	60
合計	258	234	248	740

しかし、最新の統計では福祉司 SV は 731 名（2019 年 4 月 1 日現在）に増加しており、さらに「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）（2018 年 12 月 18 日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）では 2022 年度には 920 人にまで増員する計画である。また、児童福祉法の改正により福祉司 SV は任用前に法定研修を受講することが義務づけられた。これに伴い、O J T 課題の内容を修正し、後期の演習内容を変更する必要が生じている。

## 7. 今後の課題

○研修でより力を入れるべきところ

- ・子どもの権利に関する内容の充実
- ・後進を育成する指導・教育の技能に関する内容の充実

○スーパーバイザー研修修了後の研修の充実

○基本事項の学びにおけるオンラインの活用

○スーパーバイザー研修の修了要件について